○大阪市火災予防条例施行規則

昭和37年6月28日
規則第45号

大阪市火災予防条例施行規則を公布する。

大阪市火災予防条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、別に定めるもののほか、大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号。以下条例という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（防熱板）

第2条　条例別表第1備考3の防熱板は、次の各号に掲げる材料の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)　金属以外の不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）によるもの　厚さ6ミリメートル以上の0.8けい酸カルシウム板又はこれと同等以上の防熱性を有するもので、建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下令という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の可燃性の部分との間に通気性のよい1センチメートル以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの

(2)　金属製のもの　有害な変形が起きないように補強された鋼板（普通鋼板にあつては0.5ミリメートル以上、ステンレス鋼板にあつては0.3ミリメートル以上のものに限る。）で、建築物等の可燃性の部分との間に通気性のよい1センチメートル以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの

（温風暖房機）

第2条の2　条例第3条の3に規定する温風暖房機は、燃焼室又は発熱体を有し、温風を発生するもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造のものとする。

（排気ダクト等の材質）

第2条の3　条例第3条の4第1項第1号アに規定する排気ダクト等に用いるステンレス鋼板及び亜鉛鉄板の板厚は、次によらなければならない。

(1)　入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計。次号において同じ。）が21キロワットを超える厨房設備に付属する排気ダクト等

ア　排気ダクト

角形ダクトの長辺（単位　ミリメートル）	円形ダクトの直径（単位　ミリメートル）	板厚（単位　ミリメートル）	
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	750以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1,250を超えるもの		1.2以上

イ　天がい

長辺（単位　ミリメートル）	板厚（単位　ミリメートル）	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

(2)　入力が21キロワット以下の厨房設備に付属する排気ダクト等

ア　排気ダクト

角形ダクトの長辺(単位ミリメートル)	円形ダクトの直径(単位ミリメートル)	板厚(単位　ミリメートル)	
		ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300以下	300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え450以下	300を超え750以下		0.6以上
450を超え1,200以下	750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	1000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1,250を超えるもの		1.2以上

イ　天がい

長辺(単位　ミリメートル)	板厚(単位　ミリメートル)	
	ステンレス鋼版	亜鉛鉄板
800以下	0.5以上	0.6以上
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

2　油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨(ちゅう)房設備に付属する天がいは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性を有するものでなければならない。

(火炎伝走防止用消火装置)

第2条の4　条例第3条の4第1項第2号アの火炎の伝走を防止できる自動消火装置(以下火炎伝走防止用消火装置という。)は、消防長の定める構造、材質、性能及び設置の基準に適合するものでなければならない。

(ボイラー)

第2条の5　条例第5条に規定するボイラーは、水又は熱媒を、圧力を有する状態で加熱し、これを他へ供給するものとする。

(標識及び掲示板等)

第3条　条例第12条第1項第5号(条例第9条の2の2第2項若しくは第4項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項若しくは第3項又は第14条第2項若しくは第4項において準用する場合を含む。)、第18条第1項第3号若しくは第2項第1号、第24条第2項から第4項まで(条例第55条各号において準用する場合を含む。)、第32条の2第2項第1号(条例第33条又は第35条第3項において準用する場合を含む。)、第36条第2項第1号、第53条第4号(条例第55条第1号において準用する場合を含む。)、第54条第1項第3号(条例第55条第1号又は第2号において準用する場合を含む。)又は第55条の3第1項第3号(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により設ける標識及び掲示板等は、別表に掲げる規格により消防長の定める様式によらなければならない。

2　条例第24条第2項から第4項まで(条例第55条各号において準用する場合を含む。)の規定により図記号による標識を設けるときは、文字による標識を併せて設けなければならない。

(設備点検補修等の記録)

第3条の2　条例第12条第1項第11号(条例第9条の2の2第2項若しくは第4項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項若しくは第3項、第14条第2項若しくは第4項、第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定により燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備、舞台装置等の電気設備及び避雷設備について行う点検補修等の結果は、各設備の種別ごとに第1号様式により記録しなければならない。ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項に規定する保安規程に基づく点検補修等の記録が行われている場合は、この限りでない。

(危険物品)

第4条　条例第24条第1項に規定する火災予防上危険な物品(以下危険物品という。)は、次に掲げるものとする。ただし、通常携帯する少量のものを除く。

(1)　消防法(昭和23年法律第186号。以下法という。)別表第1に掲げる危険物

(2)　一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に定める可燃性ガス

(3)　火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項及び第2項に定める火薬等
(4)　条例別表第7に掲げる可燃性固体類、可燃性液体類及びマッチ
2　条例第24条第1項ただし書(条例第55条第1号から第3号までにおいて準用する場合を含む。)の規定により喫煙等について許可を受けようとする者は、当該行為を行う日の5日前までに、第2号様式による申請書2通を、所轄消防署長に提出しなければならない。
(安全装置)
第4条の2　条例第32条の2第2項第5号、第6号、第32条の4第2項第4号(第32条の5第2項においてその例による場合を含む。)又は第32条の6第2項第4号(条例第33条又は第35条第3項において準用する場合を含む。)に規定する安全装置は、次の各号に掲げるもののうちいずれかでなければならない。ただし、第4号に掲げるものは、危険物等の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限つて用いることができる。
(1)　自動的に圧力の上昇を停止させる装置
(2)　減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
(3)　警報装置で、安全弁を併用したもの
(4)　破壊板
(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)
第4条の3　条例第55条の5第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画の提出を行う者は、第2号様式の2による提出書正副2通を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。
(防火対象物の使用開始等の届出)
第5条　条例第56条第1項の規定により届出を行う者は、使用開始の日の7日前までに、第3号様式(階数が10以上又は棟数が2以上の防火対象物にあつては、第3号様式及び第4号様式)による届出書正副2通を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。
(火を使用する設備等の設置等の届出)
第6条　条例第57条の規定により同条各号に掲げる火を使用する設備等の設置又は変更について届出を行う者は、設置又は変更の日の5日前までに、第5号様式から第8号様式までによる届出書それぞれ正副2通を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。ただし、同条第12号に掲げる設備については、3日前までとする。
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第7条　条例第58条の規定により同条各号に掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等について届出を行う者は、当該行為を行う日の3日前までに、第9号様式から第13号様式までによる届出書それぞれ正副2通を、所轄消防署長に提出しなければならない。ただし、同条第1号の行為については、前日までとし、やむをえない場合に限り口頭によることができるものとする。
(少量危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出)
第8条　条例第60条第1項の規定により少量危険物等の貯蔵又は取扱いについて届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに、貯蔵又は取扱いを廃止した場合は遅滞なく、第14号様式による届出書正副2通(貯蔵又は取扱いを廃止した場合にあつては1通)を、所轄消防署長に提出しなければならない。
2　条例第60条第2項の規定により灯油の販売について届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに第14号様式の2による届出書正副2通を所轄消防署長に提出しなければならない。
(消防設備業等の届出)
第9条　条例第61条の規定により消防設備業等の届出を行う者は、第15号様式による届出書正副2通を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。
(消防用設備等又は火炎伝走防止用消火装置の工事設計書の届出)
第9条の2　条例第61条の2の規定により工事設計書の届出を行う者は、当該工事に着手する日の10日前までに、次の各号に掲げる工事設計書の区分に従い当該各号に掲げる届出書正副2通に、当該工事に係る設計に関する図書等を添付して所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。
(1)　消防用設備等の工事設計書にあつては、第16号様式による届出書
(2)　火炎伝走防止用消火装置の工事設計書にあつては、第16号様式の2による届出書
(指定洞(とう) 道等の届出)
第9条の3　条例第61条の3の規定により指定洞(とう) 道等への通信ケーブル等の敷設又は届出事項の変更について届出を行う者は、敷設又は変更に係る工事に着手する日(工事を伴わない届出事項の変更にあつては、当該変更の日)の7日前までに、第16号様式の3による届出書正副2通を所轄消防署長を経て消防

長に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)　指定洞(とう)道等の出入口、換気口等の位置を記載した経路図、平面図、断面図、側面図、透視図その他消防長が必要と認める図面

(2)　指定洞(とう)道等の内部に敷設され、又は設置される通信ケーブル等、電気設備、排水設備、換気設備、防水設備、金物設備、連絡電話設備、消火設備その他の主要な物件の概要書

(3)　次に掲げる事項を記載した安全管理対策に関する書類

ア　通信ケーブル等の難燃措置に関すること

イ　指定洞(とう)道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気の管理等の出火防止に関すること

ウ　指定洞(とう)道等の内部における火災(以下洞(とう)道内火災という。)発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること

エ　洞(とう)道内火災についての従業員等の教育及び訓練に関すること

オ　その他洞(とう)道内火災に対する安全管理に関すること

(道路掘削工事防災計画の提出)

第9条の4　条例第62条の規定により道路掘削工事防災計画の提出を行う者は、当該工事に着手する日の7日前までに第17号様式による届出書正本2通及び副本1通を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。

(消防用設備等の試験)

第9条の5　条例第63条第1項の規定により試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる消防用設備等の区分に従い当該各号に掲げる申請書に、当該試験に係る設備器具等の設計書及び資料等を添えて消防長に提出しなければならない。

(1)　条例第63条第1項第1号に掲げるものにあつては、第18号様式による申請書

(2)　条例第63条第1項第2号に掲げるものにあつては、第19号様式による申請書

(3)　条例第63条第1項第3号に掲げるものにあつては、第20号様式による申請書

2　消防長は、条例第63条第1項の試験を行つた場合は、その結果を次により申請者に通知する。

(1)　前項第1号に係るものにあつては、第21号様式による通知書を交付する。この場合において必要と認める場合は、別に定める試験の区分により第22号様式による試験済証を貼付することがある。

(2)　前項第2号に係るものにあつては、第23号様式による通知書を交付する。

(3)　前項第3号に係るものにあつては、第24号様式による合格証を貼付し、第25号様式の市章を押刻する。

(水張検査又は水圧検査)

第10条　条例第63条の2の規定により少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、当該タンク部分に配管その他の付属設備を取り付ける前に、第26号様式による申請書を所轄消防署長に提出しなければならない。

2　所轄消防署長は、前項の水張検査又は水圧検査を行つた結果、当該タンクが条例第32条の4第2項第1号、第32条の5第2項第4号及び第32条の6第2項第2号に規定する基準に適合していると認めるときは、第27号様式による検査済証を当該タンク部分に貼付する。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第11条　条例第63条の3第3項の市規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、次に掲げるものとする。

(1)　法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において防火管理者が定められていないと認められたもの

(2)　法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたもの

2　条例第63条の3第3項の市規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項第1号の防火対象物に係る防火管理者が定められていないこと又は同項第2号の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備若しくは自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）
第12条　条例第63条の3第1項の規定による公表は、前条第1項各号の立入検査の結果を当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者に通知した日から14日を経過した日において、インターネットを利用する方法により行うものとする。ただし、同日において、同条第2項に規定する違反が是正されたと認められる場合は、当該公表を行わないものとする。
2　前項本文の規定による公表は、前条第2項に規定する違反が是正されたと認められるまでの間、行うものとする。
3　第1項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
(1)　前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
(2)　前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
(3)　その他消防長が必要と認める事項
（施行の細目）
第13条　この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附　則

1　この規則は、昭和37年7月1日から施行する。
2　大阪市危険物保安条例施行規則（昭和25年大阪市規則第173号）、大阪市危険物保安条例適用の特例等に関する規則（昭和30年大阪市規則第29号）、危険物取扱主任者試験規則（昭和23年大阪市規則第98号）及び映写技術者試験規則（昭和23年大阪市規則第99号）は、廃止する。

附　則（昭和42年3月1日規則第4号）

1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則施行の際、現に使用中の物品に係る第4条の2第2項の適用については、同条同項中「当該使用の日の5日前までに」とあるのは、「昭和42年5月31日までに」とする。
3　この規則施行の際、現に条例第60条の規定による届出のあつた場所に設けられている標識及び掲示板で、この規則による改正前の別表に適合しているものは、この規則による改正後の別表の規格にかかわらず、この規則施行の日から起算して3月間に限り、なおその効力を有する。

附　則（昭和48年12月15日規則第121号）

1　この規則は、昭和49年1月1日から施行する。
2　この規則の施行日前に、効力試験実施要綱（昭和42年大阪市（消）告示第13号）に基づき消防長が効力試験合格の証明をしたネオン管灯設備に設ける電気火災警報器は、当分の間この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則（以下改正後の規則という。）第3条の2に規定する基準に適合しているものとみなす。
3　この規則施行の際、現に灯油販売業を営んでいる者に係る改正後の規則第8条第2項の規定の適用については、同条同項中「当該行為を開始する日の7日前までに」とあるのは、「昭和49年3月31日までに」とする。

附　則（昭和55年4月24日規則第43号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

附　則（昭和59年12月27日規則第120号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附　則（昭和61年10月2日規則第112号）

1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則の施行の際、現に通信ケーブル等が敷設されている洞（とう）道等について大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）第61条の3の規定による指定を受けた場合における当該敷設についての届出に係るこの規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則第9条の3第1項の規定の適用については、同項中「敷設又は変更に係る工事に着手する日（工事を伴わない届出事項の変更にあつては、当該変更の日）の7日前までに」とあるのは「洞（とう）道等についての指定の日から30日以内に」とする。

附　則（昭和63年4月1日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成2年4月1日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成2年5月23日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成4年7月1日規則第103号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に設けられている図記号による標識については、当分の間、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表の規格によらないことができる。

3　この規則の施行の際、現に大阪市火災予防条例(昭和37年大阪市条例第14号)第32条の2第1号(同条例第33条又は第35条第2項において準用する場合を含む。)又は第36条第5号の規定により設けられている掲示板で、この規則による改正前の大阪市火災予防条例施行規則別表の規格に適合し、かつ、改正後の規則別表の規格に適合しないものについては、平成4年9月30日までの間は、改正前の規則別表の規格により消防長の定めた様式による掲示板とみなす。

附　則(平成7年4月1日規則第44号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市火災予防条例施行規則別記様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成11年10月1日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年4月1日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年5月28日規則第103号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市火災予防条例施行規則第15号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成14年12月27日規則第159号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附　則(平成16年3月29日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年5月31日規則第105号)抄

1　この規則は、平成16年6月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存する第1条の規定による改正前の大阪市火災予防条例施行規則第3号様式から第6号様式まで、第11号様式、第13号様式及び第14号様式による用紙は、この規定による改正後の大阪市火災予防条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成17年3月30日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年9月22日規則第137号)

1　この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市火災予防条例施行規則第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第6号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成17年11月29日規則第185号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附　則(平成24年11月30日規則第240号)

1　この規則は、平成24年12月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市火災予防条例施行規則第1号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成27年1月23日規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月27日規則第106号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(令和元年5月31日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和元年6月28日規則第13号)抄

(施行期日)

1　この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に存する第4条の規定による改正前の大阪市火災予防条例施行規則第2号様式、第7号様式から第10号様式までの規定、第14号様式の2、第16号様式から第20号様式までの規定及び第26号様式による用紙は、同条の規定による改正後の大阪市火災予防条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

別表(第3条関係)

種別	標識又は掲示板等の規格				
	記載事項	色		大きさ	
		地	文字	幅センチメートル以上	長さセンチメートル以上
燃料電池発電設備(条例第9条の2の2第2項又は第4項)	燃料電池発電設備である旨	白	黒	30	45
変電設備(条例第12条第1項第5号又は第3項)	変電設備である旨	白	黒	30	45
急速充電設備(条例第12条の2第2項)	急速充電設備である旨	白	黒	15	30
内燃機関を原動力とする発電設備(条例第13条第2項又は第3項)	発電設備である旨	白	黒	30	45
蓄電池設備(条例第14条第2項又は第4項)	蓄電池設備である旨	白	黒	30	45
水素ガスを充てんする気球の掲揚場所(条例第18条第1項第3号)	立入を禁止する旨	白	黒	30	60
水素ガスを充てんするとき、又は水素ガスを充てんした多数のゴム風船の保管等を行う場合(条例第18条第2項第1号)	「火気厳禁」	赤	白	25	50
喫煙等禁止場所(条例第24条第2項、第55条各号)	「禁煙」又は「火気厳禁」	赤	白	25	50
	「 」又は「 」	地は白、記号は黒、斜めの帯及び枠は赤		文字による標識との均衡を考慮した大きさ	
	「危険物品持込み厳禁」	赤	白	25	50
喫煙禁止場所(条例第24条第3項第1号又は第4項ただし書、第55条各号)	「禁煙」	赤	白	25	50
	「 」	地は白、記号は黒、斜めの帯及び枠は赤		文字による標識との均衡を考慮した大きさ	
喫煙所(条例第24条第3項第2号、第55条各号)	喫煙所である旨	文字の鮮明度を損なわない範囲で自由		10	30
		地は白、記		文字による標	

			「 」	号は黒		識との均衡を考慮した大きさ	
少量危険物貯蔵・取扱場所(条例第32条の2第2項第1号、第33条、第35条第3項)	移動タンク以外	共通	貯蔵し、又は取り扱つている旨・類・品名・最大数量・防火の責任者又は危険物取扱者	白	黒	30	60
			「整理整頓」	白	黒	30	60
		第2類のうち引火性固体、第3類のうち自然発火性物質、第4類又は第5類	「火気厳禁」	赤	白	30	60
		第1類のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は第3類のうち禁水性物質	「禁水」	青	白	30	60
		第2類(引火性固体を除く。)	「禁煙」	赤	白	30	60
			「火気注意」	赤	白	30	60
	移動タンク		「危」	黒	黄	30	30
			移動タンクにより貯蔵し、又は取り扱つている旨・類・品名・最大数量	白	黒	30	50
指定可燃物等貯蔵・取扱場所(条例第35条第3項、第36条第2項第1号)	移動タンク以外	共通	貯蔵し、又は取り扱つている旨・品名・最大数量・防火の責任者	白	黒	30	60
			「整理整頓」	白	黒	30	60
		可燃性固体類 可燃性液体類	「火気厳禁」	赤	白	30	60
		上記以外の物品	「禁煙」	赤	白	30	60
			「火気注意」	赤	白	30	60
	移動タンク		「指定可燃物」	黒	黄	30	30
			移動タンクにより貯蔵し、又は取り扱つている旨・品名・最大数量	白	黒	30	50
劇場等(条例第53条第4号、第55条第1号)			定員数	朱色でふちどりし、ドーム型中枠及び「定員名」の文字をあい色とし、中央上部に直径8センチメートルの消防章を金色でホイル押しし、消防局名は白ぬき、定員数は黒色とする		25	25
			満員である旨	赤	白	25	50

解錠方法(条例第54条第1項第3号、第55条各号)		避難口の戸の解錠方法	白	黒	12	24
非常用の進入口等	非常用の進入口(条例第55条の3第1項第3号)	非常用の進入口である旨	赤色反射塗料による一辺20センチメートルの正三角形			
		「赤色灯」	直径10センチメートル以上の半球が内接する大きさ			
	その他の進入口(条例第55条の3第2項)	その他の進入口である旨	赤色反射塗料による一辺20センチメートルの正三角形			

備考　1　少量危険物とは、条例第32条の少量危険物及び条例第33条の特殊引火物等(同条の各号の1に該当する事業場において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。)をいう。

2　移動タンクの標識のうち「危」及び「指定可燃物」の黄色の文字は、反射塗料その他反射性を有する材料を用いるものとする。

3　変電設備のうちキュービクル式高圧変電設備の標識は、日本産業規格C4620に定める大きさとすることができる。

第1号様式(第3条の2関係)

第1号様式(第3条の2関係)

(A4)

電 気 設 備 保 守 点 検 記 録

年 月 日	天 候	種 別		実施箇所	実施結果	処 置	記録者印
		設 備	点 検				

注 1 種別の欄中設備の欄については、燃料電池発電、変電、急速充電、発電、蓄電池、避雷等の別を、点検の欄については、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験等の実施種別を記入してください。
2 実施箇所の欄については、設備の各部分を記入してください。
3 実施結果の欄については、点検又は試験等による結果の良否、要補修箇所等を記入してください。
4 処置の欄については、実施結果により行った補修その他必要な処置及びその年月日を記入してください。

第2号様式(第4条関係)

第2号様式(第4条関係)

(A4)

喫　　煙
裸火の使用　の許可申請書
危険物品の持込み

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
申請者　氏　名
電話番号

大阪市火災予防条例第24条第1項ただし書の規定により喫　煙 裸火の使用 危険物品の持込み に ついて許可されるよう申請します。

指定場所	所在地	(電話番号　　)
	名称	
	用途	
許可を受けようとする行為	内容	
	期間	年　月　日から　　年　月　日まで
	理由	
消火設備及び特に火災予防上講じた措置		
防火管理者(責任者)氏名		

※受付欄	※経過欄	※許可欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　※印の欄は、記入しないこと
4　許可を受けようとする場所の詳細図及び付近の略図を添付すること

第2号様式の2(第4条の3関係)

第2号様式の2(第4条の3関係)

(A4)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年　月　日

大阪市消防長　様

提出者
住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　)

防火担当者
住　所
氏　名
電話番号　(　)

大阪市火災予防条例第55条の5第2項の規定により、別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。

指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	年　月　日から 年　月　日まで	開催時間	時　分から 時　分まで
1日当たりの人出予想人員	名	露店等の数	
使用火気等の種別	1　コンロ等の火を使用する器具　2　ガソリン等の危険物 3　その他(　　)		
その他必要な事項			

※受付欄	※経過欄

注　1　使用火気等の種別欄については、該当する事項を○印で囲んでください。
　　2　※印の欄については、記入しないでください。

第3号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

(表)

(A4)

防火対象物使用開始(変更)届出書

年　月　日

大阪市消防長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　　)

大阪市火災予防条例第56条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

所在地	電話番号　(　　)				
名称					
主要用途		防火管理者(責任者)氏名			
建築確認年月日	年　月　日	建築確認番号	第　号		
※消防同意年月日	年　月　日	※消防同意番号	第　号		
着工年月日	年　月　日	工事完了(予定)年月日	年　月　日		
しゅん工検査年月日・番号	年　月　日 第　号	使用開始(予定)年月日	年　月　日		
他の法令による許認可					
敷地面積	m²	建築面積	m²	延べ面積	m²
従業員数	名	公開時間又は従業時間			
屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の概要					
その他必要な事項					

※受付欄	※経過欄

（裏）

（棟名称　　）

棟概要（第　号）									
用　途				構　造					
種別 ＼ 階別	床面積（㎡）	用　途	収容人員（名）	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水以外の概要を記入してください。）				火炎伝走防止用消火装置等
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
階								
階								
階								
階								
階								
階								
階								
階								
階								
計								

注　1　階数が10以上又は棟数が2以上となる場合にあっては、防火対象物棟概要追加書類に必要な事項を記入して添付してください。

2　建築面積及び延べ面積の欄については、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計面積を記入してください。

3　その他必要な事項欄については、31mを超える階の状況等について記入してください。

4　火炎伝走防止用消火装置等の欄については、厨（ちゅう）房に設ける排気ダクト等の火炎の伝走を防止する防火ダンパー又は火炎伝走防止用消（ちゅう）火装置の有無を記入してください。

5　※印の欄については、記入しないでください。

6　防火対象物の配置図、付近見取図、各階平面図、電気配線図及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の配置図を添付してください。なお、設計図書を用いる場合は、施工者の住所、氏名、電話番号等を記入してください。

7　各階平面図には、避難通路、非常用の進入口、厨（ちゅう）房に設ける排気ダクト等の火炎の伝走を防止する防火ダンパー又は火炎伝走防止用消（ちゅう）火装置の位置等を明示してください。

第4号様式（第5条関係）

第4号様式(第5条関係)

(A4)

防火対象物棟概要追加書類　(棟名称　　)

棟概要(第　号)									
用途				構造					
種別 / 階別	床面積 (㎡)	用途	収容人員 (名)	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要					火災防止装置 / 伝用 / 走消火活動上必要な施設
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設		
階									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
計									

第5号様式(第6条関係)

第5号様式(第6条関係)

(A4)

炉・温風暖房機・厨房設備・ボイラー
乾燥設備・サウナ設備・給湯湯沸設備　設置(変更)届出書
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

年　月　日

大阪市消防長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　　)

大阪市火災予防条例第57条の規定により、次のとおり届け出ます。

防火対象物	所在地	電話番号　(　　)			
	名称				
	主要用途		防火管理者(責任者)氏名		
設置場所	用途		床面積	m²	消防用設備等又は特殊消防用設備等
	構造				
	場所	屋内(　階)・屋外			
届出設備	種類				
	着工(予定)年月日	年　月　日	しゅん工(予定)年月日	年　月　日	
	概要				
	使用する燃料・熱源・加工液	種類	使用量		
	安全装置				
取扱責任者氏名					
工事施工者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	電話番号　(　　)			
	氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)				

※受付欄	※経過欄

注 1　届出設備の種類欄については、鉄鋼溶解炉、熱風炉、業務用厨房設備等と記入してください。
2　届出設備の概要欄に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付してください。
3　※印の欄については、記入しないでください。
4　設備の配置図、仕様書等の設計図書を添付してください。

第6号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

(A4)

燃料電池発電設備
変　電　設　備
発　電　設　備　設置(変更)届出書
蓄　電　池　設　備

年　月　日

大阪市消防長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　　)

大阪市火災予防条例第57条の規定により、次のとおり届け出ます。

防火対象物	所在地	電話番号　(　　)				
	名　称		主要用途			
設置場所	場　所	屋　内(　階)・屋　外		構　造		
	床面積	m²		消防用設備等又は特殊消防用設備等		
	不燃区画	有・無	換気設備	有・無		
届出設備	電　圧	V	全出力又は定格容量	KW AH・セル		
	着工(予定)年月日	年　月　日	しゅん工(予定)年月日	年　月　日		
	概　要	種　類	キュービクル式(屋内・屋外)・その他			
主任技術者氏名						
工事施工者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	電話番号　(　　)				
	氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)					

※受付欄	※経過欄

注　1　電圧欄については、変電設備にあっては1次側電圧と2次側電圧の双方を記入してください。
　　2　全出力又は定格容量の欄については、燃料電池発電設備、変電設備又は発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入してください。
　　3　届出設備の概要欄に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付してください。
　　4　※印の欄については、記入しないでください。
　　5　設備の設計図書を添付してください。

第7号様式(第6条関係)

第7号様式(第6条関係)

(A4)

ネオン管灯設備設置(変更)届出書

年　月　日 大阪市　消防長　様 届出者　住　所 氏　名 電話番号				
防火対象物	所在地	(電話番号　　)		
	名称			
	主要用途		防火管理者(責任者)氏名	
設置箇所				
設備容量				
設備の概要				
着工(予定)年月日	年　月　日	しゅん工(予定)年月日	年　月　日	
工事施工者	住所	(電話番号　　)		
	氏名			
※受付欄		※経過欄		

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること

3　設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること

4　※印の欄は、記入しないこと

5　当該設備の設計図を添付すること

第8号様式(第6条関係)

第8号様式(第6条関係)

(A4)

水素ガスを充てんする気球の設置(変更)届出書

年　月　日

大阪市　消防長　様

届出者　住　所
氏　名
電話番号

設置請負者	住　所	(電話番号　　)							
	氏　名								
監視人氏名		他　　名							
設置期間	掲揚	年　月　日から　　年　月　日まで							
	けい留	年　月　日から　　年　月　日まで							
設置目的									
設置場所	地名、地番								
	地上又は屋上の別	地上	用途		構造		立入禁止の方法		
		屋上							
充てん又は作業の方法		日時					場　所		
		方法					ガス置場		
構造	気球	型		直径	m	材質			
				体積	m^2	厚さ	cm		
	掲揚網	材質		太さ	cm	長さ	m		
	電飾	電球の定格電圧	V	灯数	個	配線方式	直列・並列		
		電線の種類				消火設備			
総重量		kg							
支持方法	掲揚					その他必要な事項			
	けい留								
※受付欄		※経過欄							

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　※印の欄は、記入しないこと
4　設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること

第9号様式(第7条関係)

第9号様式(第7条関係)

(A4)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
届出者　氏　名
電話番号

発生予定日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
発生場所(目標)	
燃焼物品名及び数量	
目的	
その他必要な事項	

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること

3　その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること

4　※印の欄は、記入しないこと

第10号様式(第7条関係)

第10号様式(第7条関係)

(A4)

煙火 打上げ/仕掛け 届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

届出者 住所 / 氏名 / 電話番号

打上げ/仕掛け 予定日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで					
打上げ/仕掛け 場所						
周囲の状況			立入禁止の方法			
煙火の種類及び数量	打上げ					仕掛け
	cm玉	cm玉	cm玉	cm玉	火薬使用量	
	個	個	個	個	g	基
目的						
消火設備						
打上げ/仕掛けに直接従事する責任者の氏名						

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3 ※印の欄は、記入しないこと
4 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること

第11号様式(第7条関係)

第11号様式(第7条関係)

(A4)

催物開催届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　　)

大阪市火災予防条例第58条第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

防火対象物	所在地	電話番号　(　　)		
	名称			
	主要用途		防火管理者(責任者)氏名	
開催箇所	位置	面積	客席の形態	
		m²		
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
開催目的				
開催期間	年　月　日から 年　月　日まで	開催時間	時　分から 時　分まで	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名	
その他必要な事項				

※受付欄	※経過欄

注　1　その他必要な事項欄については、避難経路、避難誘導の手順等、催し物の安全を確保するために講じた事項を記入してください。
2　※印の欄については、記入しないでください。
3　使用する防火対象物の略図を添付してください。また、必要に応じて客席の形態を確認できる図面を添付してください。

第11号様式の2(第7条関係)

第11号様式の2(第7条関係)

(A4)

露店等開設届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　)

開設種別	1　消防隊の活動を困難とするおそれのある露店等の開設 2　多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(火を使用する器具等を使用する場合に限る。)		
開設期間	年　月　日から 年　月　日まで	開設時間	時　分から 時　分まで
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の準備個数	
現場責任者氏名			

※受付欄	※経過欄

注　1　開設種別欄については、該当する事項を○印で囲んでください。
　　2　※印の欄については、記入しないでください。
　　3　露店等の開設場所及び消火器の準備場所に係る略図を添付してください。

第12号様式(第7条関係)

第12号様式(第7条関係)

(A4)

道路工事等届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号　(　)

工事等の予定日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
路線及び場所	
工事等の内容	
現場責任者氏名	

※受付欄	※経過欄

注　1　※印の欄については、記入しないでください。
　　2　工事施工区域の略図を添付してください。

第13号様式(第7条関係)

第13号様式(第7条関係)

(A4)

工事を施工するための現場に設ける事務所等の届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号　(　　)

大阪市火災予防条例第58条第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

工事対象物	所在地	電話番号　(　)				
	名称				用途	
使用対象物	構造(棟別)	階数	建築面積	延べ面積	使用目的	
		階	m²	m²		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要					
使用期間	年　月　日から　年　月　日まで					
防火管理者(責任者)氏名				収容人員	名	
その他必要な事項						
※受付欄			※経過欄			

注　1　使用目的欄については、事務所、下小屋、材料置場その他の区分を記入してください。
2　その他必要な事項欄については、使用期間中に届出内容が変更されることが予測されるときに、その内容等を記入してください。
3　※印の欄については、記入しないでください。
4　使用する防火対象物の略図を添付してください。

第14号様式(第8条関係)

第14号様式(第8条関係)

(A4)

少量危険物
指定可燃物等　貯蔵、取扱(変更・廃止)届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏　名　印
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印)
電話番号　(　)

大阪市火災予防条例第60条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所	所在地	電話番号　(　)	
	名称		
類	品名(指定数量)	貯蔵又は取扱数量	倍数
		l kg	倍
貯蔵又は取扱方法の概要			
貯蔵又は取扱場所の位置、構造及び設備の概要			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
防火責任者又は危険物取扱者氏名			
貯蔵又は取扱いの開始、変更又は廃止年月日	年　月　日		
その他必要な事項			

※受付欄	※経過欄

注　1　その他必要な事項欄については、廃止した場合にあっては、貯蔵又は取扱いの届出年月日、番号及び廃止の理由を、休止した場合にあっては管理責任者の連絡先等を記入してください。
2　※印の欄については、記入しないでください。
3　危険物の性状を示す書類、貯蔵又は取扱場所の付近見取図、建物等配置図(空地を含む。)、平面図又は設備構造図等のうち必要な書類を添付してください。ただし、廃止の場合を除きます。

第14号様式の2(第8条関係)

第14号様式の2(第8条関係)

(A4)

灯油販売(変更)届出書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
届出者　氏　名
電話番号

販売場所	所在地	(電話番号　　)			
	名称				
取扱責任者氏名等					
	危険物取扱者免状	有・無	種類　第　号 年　月　日交付		
届出者の業態					
少量危険物届出状況	届出年月日	年　月　日	番　号	第　号	
貯蔵・取扱数量	1日当たり				
消火器具等	種類・型式		個数又は数量		
その他必要な事項					

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　届出事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること
4　※印の欄は、記入しないこと

第15号様式(第9条関係)

第15号様式(第9条関係)
(A4)

(表)

消防設備業
消防設備点検業　(変更)届出書

年　月　日

大阪市消防長　様

住　所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者　氏　名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号(　　)

大阪市火災予防条例第61条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所	所在地	電話番号(　　)		
	名称			
	責任者氏名			
法人登記	有・無	登記年月日	年　月　日	
事業の対象地域				
事業の開始年月日	年　月　日			

業務(該当事項の欄に○印をつけてください。)

指定区分	種類	工事	整備	販売	点検
第1類	屋内消火栓設備				
	スプリンクラー設備				
	水噴霧消火設備				
	屋外消火栓設備				
第2類	泡消火設備				
第3類	不活性ガス消火設備				
	粉末消火設備				
	ハロゲン化物消火設備				
第4類	自動火災報知設備				
	ガス漏れ火災警報設備				
	消防機関へ通報する火災報知設備				
第5類	金属製避難はしご				
	救助袋				
	緩降機				
第6類	消火器				
第7類	漏電火災警報器				
その他	連結送水管、連結散水設備				
	動力消防ポンプ設備				
	第5類以外の避難器具				
	誘導灯(誘導標識)				
	簡易消火用具				
	非常警報器具　非常警報設備				
	消防用水				
	排煙設備				
	非常コンセント設備				
	無線通信補助設備				

※受付欄	※経過欄

（裏）

消防設備士 （　）内には、それぞれの設備士のうち、電気工事士免状又は電気主任技術者免状の交付を受けている者の数を内数で記入してください。	区分	第1類		第2類		第3類		消防設備点検資格者	第1種
	種別	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種		
	人員	名	名	名	名	名	名		
	区分	第4類		第5類		第6類	第7類		第2種
	種別	甲種	乙種	甲種	乙種				人員
	人員	名 （　名）	名 （　名）	名	名	名	名 （　名）		名

保有する検査器具の名称及び数	名称	数量	名称	数量

変更内容	

注　※印の欄については、記入しないでください。

第16号様式（第9条の2関係）

第16号様式(第9条の2関係)

(A4)

消防用設備等設計届出書

年　月　日

大阪市　消防長　様

届出者　住　所
氏名印
電話番号

工事の場所						
工事を行う防火対象物の名称						
消防用設備等の種類						
消防用設備等の工事施工者	住所	(電話番号　)				
	氏名		消防設備業届出番号及び届出年月日 年　月　日 署第　号			
工事責任者又は消防設備士	住所	(電話番号　)				
	氏名					
	免状の種類及び指定区分	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
				交付番号	受講地	受講年月
		甲・乙　種類	都道府県知事	年　月　日 第　号	都道府県	年　月
工事の種別	1 新設　2 増設　3 移設　4 取替え　5 改造 6 その他					
着工(予定)年月日	年　月　日		完成(予定)年月日	年　月　日		
※受付欄			※経過欄			

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと
4　※印の欄は、記入しないこと

第16号様式の2(第9条の2関係)

第16号様式の2(第9条の2関係)

(A4)

火炎伝走防止用消火装置設計届出書

年　月　日

大阪市　消防長　様

住　所
届出者　氏名印　◌
電話番号

工事の場所		
工事を行う防火対象物の名称		
工事施工者	住所	(電話番号　)
	氏名	
工事責任者	住所	(電話番号　)
	氏名	
工事の種別	1 新設　2 増設　3 移設　4 取替え　5 改造 6 その他	

着工(予定) 年　月　日	年　月　日	完成(予定) 年　月　日	年　月　日

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　工事の種別欄は、該当する事項を○印で囲むこと
4　※印の欄は、記入しないこと

第16号様式の3(第9条の3関係)

第16号様式の3(第9条の3関係)

(A4)

指定洞道等(変更)届出書

年　月　日

大阪市　消防長　様

住　所
届出者　氏　名
電話番号

洞道等の設置者	住所	(電話番号　　)
	氏名	
洞道等の名称		
洞道等の設置場所	起　点	
	終　点	
	経由地	
通信ケーブル等の工事期間		年　月　日から 年　月　日まで
その他必要な事項		

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　※印の欄は、記入しないこと

第17号様式(第9条の4関係)

第17号様式(第9条の4関係)

(A4)

道路掘削工事防災計画(変更)届出書

年　月　日

大阪市　消防長　様

住　所
届出者　氏　名
電話番号

工事期間		着工(予定)年月日　年　月　日 完了(予定)年月日　年　月　日
工事場所		
工事目的		
工事企業者	住所	(電話番号　　)
	氏名	
	工事担当者	
工事施工者	住所	(電話番号　　)
	氏名	
	現場責任者	
その他必要な事項		

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　※印の欄は、記入しないこと
4　工事概要(日程、工程、作業時間を含む。)、防災用資器材、保安対策等の内容及び関係図面を添付すること

第18号様式(第9条の5関係)

第18号様式(第9条の5関係)

(A4)

消防用設備等試験申請書

年　月　日

大阪市　消防長　様

住　所
申請者　氏　名
電話番号

大阪市火災予防条例第63条第1項の規定に基づく試験を受けたいので、次のとおり申請します。

消防用設備等の名称	
試験区分	
数量	
消防用設備等の所在地(試験場所)	
消防用設備等の型式、材料、構造の概要	
その他必要な事項	

※受付欄	※手数料欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　※の欄は、記入しないこと
4　設計書及び仕様書等を添付すること

第19号様式(第9条の5関係)

第19号様式(第9条の5関係)

(A4)

危 険 物 等 試 験 申 請 書

年　月　日

大阪市　消防長　様

住　所

申請者　氏　名

電話番号

大阪市火災予防条例第63条第1項の規定に基づく試験を受けたいので、次のとおり申請します。

試験の種別	
試験物品(商品)名	試料組成(全成分含有率)
その他参考事項	
※ 受　付　欄	※ 手　数　料　欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　※印の欄は、記入しないこと

第20号様式(第9条の5関係)

第20号様式(第9条の5関係)

(A4)

安全装置試験申請書

年　月　日

大阪市　消防長　様

住　所

申請者　氏　名

電話番号

大阪市火災予防条例第63条第1項の規定に基づく試験を受けたいので、次のとおり申請します。

用途の別	移動タンク　・　その他					
有効吹出面積	cm²					
作動圧力(P)	＜ P ≦　kPa					
弁の口径	mm					
弁のリフトの高さ	mm					
製造者						
製造年月日	年　月　日					
試験個数	試験	個	※合格	個	※不合格	個
※受付欄	※合格証年月日・番号			※手数料欄		
	年　月　日 第　～　号 交付　年　月　日 個数　個					

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
3　※印の欄は、記入しないこと

第21号様式(第9条の5関係)

第21号様式(第9条の5関係)

(A4)

消防用設備等試験結果通知書

大消　第　　号
年　月　日

様

大阪市消防長　印

大阪市火災予防条例第63条の規定に基づき、申請のあった試験の結果は次のとおりであることを証明します。

消防用設備等の名称	
試験区分	
試験年月日	年　月　日
結果	
判定	
試験担当者	

第22号様式(第9条の5関係)

第22号様式(第9条の5関係)

備考　1　材質はテトロンフィルムを使用し、地色は黒色、市章、文字及び輪郭は金色とする。

2　大阪市章は、大阪市記章及び証票規則(昭和24年大阪市規則第67号)第2条の定めるところによる。ただし、市章の基本円は14㎜とする。

第23号様式(第9条の5関係)

第23号様式(第9条の5関係)

(A4)

危険物等試験結果通知書

大消　第　　号
年　月　日

様

大阪市消防長　印

大阪市火災予防条例第63条の規定に基づき、申請のあった試験の結果は次のとおりであることを証明します。

試験の種別	
試験物品(商品)名	試験結果

第24号様式(第9条の5関係)

第24号様式(第9条の5関係)

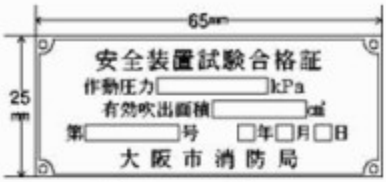

備考 1 材質は、真ちゅうとし、厚さは0.5㎜とする。
2 エッチング加工とし、文字、縁取り、□内は、地色、その他の部分は黒色とする。
3 数字の記入は、刻印とする。

第25号様式(第9条の5関係)

第25号様式(第9条の5関係)

市　章　刻　印

6mm

第26号様式(第10条関係)

第26号様式(第10条関係)

(A4)

少量危険物
指定可燃物　貯蔵、取扱タンク　水張
水圧　検査申請書

年　月　日

大阪市　消防署長　様

住　所
申請者　氏　名
電話番号

大阪市火災予防条例第63条の2の規定に基づく検査を受けたいので、次のとおり申請します。

設置者	住　所	(電話番号　　)		
	氏　名			
設置場所				
水張又は水圧検査の別		水　張　・　水　圧		
タンク最大常用圧力		kPa		
タンクの構造	形　状		材質及び板厚	mm
	容　量	l	寸　法	mm
その他必要な事項				

※　受　付　欄	※　検査済証年月日・番号	※　手　数　料　欄
	検査　年　月　日 番号　第　号 検査済証　年　月　日 交付　印	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3　※印の欄は、記入しないこと。

第27号様式(第10条関係)

第27号様式(第10条関係)

検査済証

(1)　少量危険物タンク

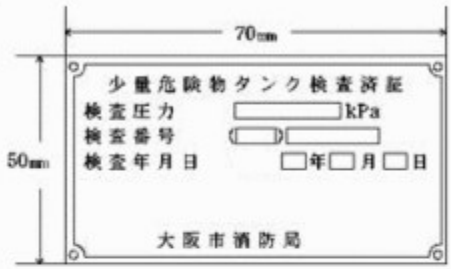

(2)　指定可燃物タンク

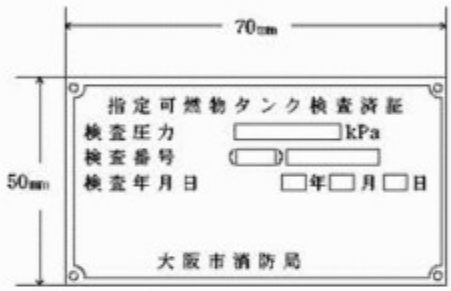

備考　1　材質は、真ちゅうとし、厚さは0.5㎜とする。

2　(　)内は、所属名とする。

3　□内の文字は、刻印とする。

4　エッチング加工とし、縁取り、文字及び□内は、地色、その他の部分は、黒色とする。